

朝霞市日本手話言語条例

平成28年4月1日施行

「朝霞市日本手話言語条例」は、
全国初の「日本手話」を言語として定義した条例です。



ろう者が日本手話を使用して、安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指すことを目的とした条例です。

本条例では、「日本手話」を言語として位置付け、「日本手話」を普及等の対象としています。

※なお、「日本手話」以外の「日本語対应手話」などを認めないものではありません。

© 彩夏ちゃん

あさか